

- (3) 現在村上市から児童手当等を受給している、受給者が養育する児童(高校生年代までの児童)及び児童の兄姉等(18歳到達後の最初の3月31日を経過した後22歳到達後の最初の3月31日までの間にある者)の合計人数が3人以上の場合

<例1> 増額の可能性あり→確認書の提出が必要

| 年齢 | 20歳 第1子 | 16歳 第2子 | 6歳 第3子 |
|--------|---|--|---|
| 児童の数え方 |  |  |  |
| 手当の支給額 | 手当対象外 | 月額1万円 | 月額3万円 |

<例2> 増額の可能性あり→確認書の提出が必要

| 年齢 | 21歳 第1子 | 20歳 第2子 | 14歳 第3子 |
|--------|---|--|---|
| 児童の数え方 |  |  |  |
| 手当の支給額 | 手当対象外 | 手当対象外 | 月額3万円 |

<例3> 増額の可能性あり→確認書の提出が必要

| 年齢 | 21歳 第1子 | 20歳 第2子 | 16歳 第3子 | 6歳 第4子 |
|--------|---|---|---|---|
| 児童の数え方 |  |  |  |  |
| 手当の支給額 | 手当対象外 | 手当対象外 | 月額3万円 | 月額3万円 |

※第3子以降の支給額が年代を問わずに3万円のため、確認書を提出することで高校生である児童も3万円をもらえることとなります。

<例4>増額の可能性はないため→確認書の提出は不要

| 年齢 | 20歳 第1子 | 14歳 第2子 |
|--------|---|--|
| 児童の数え方 |  |  |
| 手当の支給額 | 手当対象外 | 月額1万円 |

※確認書を提出しても手当額が増えるわけではないので、確認書の提出は不要